

(2) 総合事業による介護予防事業の充実

① 介護予防・生活支援サービス事業

ア) 訪問型サービス

現在、訪問介護員等によるサービス及び訪問型サービスAを提供しています。特に、訪問型サービスAのうち「ふれあい家事支援事業」は、所定の養成研修を受講した支援員がシルバー人材センターに登録し活動することから、活躍の場や就労の場として今後も推進していきます。

また、これまで実施した介護予防把握事業を通じ、栄養や口腔機能に課題を有する方に対する対応が課題として改めて浮き彫りになっています。今後は、訪問型サービスCを通じ保健師等が対象者の居宅を訪問し、必要な相談・指導等を実施することについて検討します。

	提供中	提供中	提供中		
基準	従前の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用するケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3~6か月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員 (訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

イ) 通所型サービス

現在、通所介護事業者の従事者によるサービス、通所型サービスA及び通所型サービスCを提供しています。通所型サービスCは、日常生活に支障のある方の生活行為を改善することを目的にリハビリ専門職により6か月間の短期集中的な介護予防プログラムを実施し、プログラム終了後は拠点型介護予防事業や地区公民館等での介護予防活動につなげる等しており一連の生活行為改善における中核的な存在であることから、特に一定数の拠点型介護予防事業参加者をカバーすることができるよう今後も推進していきます。

	提供中	提供中	提供中
基準	従前の通所介護相当	多様なサービス	多様なサービス
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場 生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しておられる方で、サービスの利用の継続が必要な方 ○「多様なサービス」の利用が難しい方 【○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース】 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要な方 ○「多様なサービス」の利用が難しい方 【○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース】 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要な方 ※3~6か月の短期間で行う
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体 保健・医療の専門職(市町村)